

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和5年3月24日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和5年3月24日（金） 午前10時 開会
午後 0時26分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	松本暁彦	委員	安藤 薫
委員	西谷知美	委員	塚本 崇		
議長	福住礼子	副議長	光好博幸		
議員	森西 正				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫
総務部長 山口 猛

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 橋本英樹 同局次長 大西健一
同局主幹兼総括主査 香山叔彦 同局書記 速水知沙

1. 案件

- ・議案第35号 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第1号）について
- ・議案第1号 令和5年度摂津市一般会計予算議会事務局に係る項目について
- ・摂津市議会の個人情報保護に関する条例案について
- ・3月28日の議事日程について

(午前10時 開会)

○村上英明委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けます。

奥村副市長。

○奥村副市長 本日は大変お忙しい中、議会運営委員会を開催していただきありがとうございます。

今定例会におきまして、当初、発送いたしました提出案件以外にも、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第1号)を追加提案させていただきたいと思っております。

皆様方には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、どうかよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

概要につきましては、この後、総務部長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○村上英明委員長 本日の委員会記録署名委員は、松本委員を指名します。

それでは、追加議案について、概略説明をお願いします。

総務部長。

○山口総務部長 令和5年第1回摂津市議会定例会追加提出案件の概略説明をさせていただきます。

議案第35号、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第1号)でございます。

本件は、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、特例臨時接種の期間延長に係る接種対象、スケジュールなどが国から示されたこと、また、新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者支援事業について、事業実施期間を令和5年3月末までと決定したことから、それぞれの事業に対する追加及び減額の予算を計上するもので、現計予算額455億1,500万円に補正額6億1,157万5,000円を追加し、補正後の予算額を4

61億2,657万5,000円とするものでございます。

その内容は、歳入では国庫支出金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金などを計上するほか、補正財源の調整として、財政調整基金繰入金を減額補正いたしております。

歳出では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費を計上いたしております。また、自宅療養者支援委託料を減額いたしております。

以上、令和5年第1回摂津市議会定例会追加提出案件の概略説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 何か質問があればお受けいたします。よろしいでしょうか。

安藤委員。

○安藤薫委員 国のワクチン政策が、決定され、春から早速ワクチン接種を取り組めることと言えば、遅滞なくやるために、補正予算というのは仕方がないと思ひます。そもそも、令和5年度の当初予算の審査を行って、採決をこれからしようとしているさなかに、その当初予算を補正すること自体が非常に異例なことだと思ひます。

ワクチンについては、国の決定、それから遅滞なく市民の皆さんへ接種をしていくという点では、致し方がないと理解できるものです。自宅療養者支援委託料については、この間も、当初予算の議論をしてきたところであります。この当初予算の採決のさなかに、全部減額してしまうのは、いかがなものかと思ひます。その点、聞かせていただけないでしょうか。

○村上英明委員長 総務部長。

○山口総務部長 今回、この年度開始前の当初予算が成立していない時期に補正第1号の中で減額補正するのはいかがな

ものかというご質問だったと思います。これにつきましては、当然当初予算で計上する時期がございます。それを2月の本会議初日にご提案申し上げて、それ以後の事情により、当初予算を補正する内容が出てきたということで、今回も過去と同じく補正をするものでございます。

先ほど言われました、ワクチンの接種については、もちろん国の決定により、粛々と執行するものでございます。

本市の独自施策としてやってきました自宅療養支援パックの配布につきましては、過日、本会議での提案以後、内部での新型コロナ対策本部会議でもって、年度内ということで決定をしましたので、今回、減額するわけです。減額自体は、例えば人件費の精査などは、人事院勧告の関係とか、人事異動に合わせて12月の補正でやります。その他、全体的な減額補正につきましては、第1回定例会、当該年度の補正の最終補正で減額するのが通例でございます。今回の分については、補正第1号ということで、ワクチンの関係がございました。令和5年度の当初予算の項目の中で、新年度に入る前に執行しないものは唯一この自宅療養者支援委託料の部分でございます。

その他の予算については、現段階で執行予定でございます。令和5年度の予算の決算見込みであります。

ですから、見込みにないもので、執行しないものについては、適切な時期にできるだけ早く予算として減額をするのが我々の考え方でございます。

以上です。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 我々の考え方は分かりましたけれども、この自宅療養支援パックは、摂津市独自でコロナ感染者がやむなく自宅療養されている間の孤立化を防い

だり、それから、買い物などに行くことを控えていただいた時に、自宅で食事に困らないような、感染防止対策として始まったものです。この1年の間でもかなりの増額補正もし、活用され、市民から非常に喜ばれてきた制度だと思えます。

これが来年度執行しないと決まっている、どこで決まったのかということと内部で決まったということです。もちろん鳥インフルエンザなどの様々な外的要因によって、従来の自宅療養支援パックについては、業者が難しいとおっしゃってきたのは重々理解しています。

しかし、少なくとも新型コロナウイルス感染症の位置付けが2類から5類へ移行するまでは継続しようとしていると、お話もお伺いしていたわけです。その制度の中身は別にして、制度の趣旨から言ったら、非常に重要なものだという理解を私たちはしています。

そういった理解をしている制度そのものについて、なくすか、なくさないのかは、当初予算で出されている以上、きちんと議会で議論する場があって、説明をする必要があると思います。

そういう点で言うと、少なくとも、もしやらないならば、議論をする場がきちんと確保されるように、6月議会での補正でも決して遅くないと思うわけです。当初予算で一気に、そういった議論もせず、議会の意見も聞かない、もしくはこの制度のそもそもこういった利点があり、だから、違う形で検討すべきではないかというような市民の声などもまずは聞かないで、一旦当初で上げたものをなくしてしまうのは、非常に乱暴なやり方だと私は思うのです。その点はどうなのでしょう。

そういうお考えで、もう一切、聞く耳を持たないで、この制度はもうやらない

と決断をされる提案ということで受け止めていいのですか。

○村上英明委員長 総務部長。

○山口総務部長 一切、聞く耳を持たないということをございますけれども、先ほどの繰り返しにはなりますが、あくまで行政として、新型コロナ対策本部会議で、現在の状況に鑑みて、3月からのマスクの着用に対する考え方や、5月から5類へ移行するなど、これらのことを総合的に勘案し、内部での決定をしたということです。それはあくまでも行政の内部の決定であって、我々は議案として提案する以上、それを踏まえた形での提案をさせていただくことになるかと思いません。その上で、議会に諮らせていただいて、審議がされるものと承知しています。

以上です。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 全くの新しい事業を起こすか、起こさないかということについて、内部で議論をした上で今回見送る判断をされるのは、当然市の考えとしては、議案としてどうするのか、議案提出権があるわけですからあるかと思いません。しかし、これまで継続してきた一定の趣旨の下、目的の下で、自宅療養支援パックという制度をやってきた。今までの自宅療養支援パックを供給することは難しいということではありますが、制度の目的、趣旨を考えた上で、どうするのかという議論は、あってしかるべきだと思います。そういった声、要望、意見も先の総務建設常任委員会でも私、述べさせていただいたつもりではいるのですが。

そういった声を今ある制度でどうするのかは、きちんと議会で議論させてもらう。即決ではなくて、少なくとも委員会付託をして、一定の期間、検討をしてもらう。または要望して違う形で自宅療養

者に対しての何か支援ができないのか。もちろん、2類から5類への移行がありますから、いろいろな対策の変化も出てくるでしょうけども、それは非常に流動的であります。流動的なこういった制度そのものを、ばっさりと冷たく切ってしまうこと、しかも即決で抱き合わせてです。言葉が悪いかもしれないですけど、ワクチンという、否決することができない補正予算と一緒にやって出してくるのは、非常に私は問題だと思っています。

そういう意味で、この補正予算そのものを即決で扱うのは、私はよろしくないと思っていますところでございます。

○村上英明委員長 ご意見ということではよろしいか。補足説明ありますか。

奥村副市長。

○奥村副市長 結果的には、今回、自宅療養者支援委託料は減額をさせていただくのです。この前の総務建設常任委員会の議論の中で、言わせていただいたのは、業者がそれぞれ今後の分については、もう無理だということで、この制度が残っていたとしても、それは受ける業者がないので3月末に終わらせていただくということです。

2類から5類になって、それから、今度コロナはどういうふうに展開するか分かりません。今後もっと非常に悪くなるかも分かりません。

そのときには、この自宅療養者支援委託料は現実受ける業者がないので、違う形で検討すべきと思いますが、取りあえずこの時点は、受ける業者がないということで、もう無理だと判断したわけでございます。

この補正の時期ですが、それぞれ予算があり、執行をして執行残が出てきます。そのときは、先ほど総務部長が答弁をいたしましたように3月で減額補正をする

とか、あるいは人事院勧告の部分で12月に人件費の精査を行いながら、補正をするとかがあります。この項目につきましては、そういう事態は今後起こらないと、我々が判断した結果でございます。

ただ、ほかの支援の在り方の部分については、当然コロナの状況に応じて、それなりに我々は考えていくべきと思っております。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 もう意見だけ申し上げておきますが、国、人事院勧告であるとか、ワクチン接種、コロナ対策など、国の様々な施策の決定を受けて、行政がそれに間に合うような形で、補正予算を組むのは、それは致し方のないものだと思います。

ただ、今回の自宅療養者支援事業は、摂津市独自として取り組んできた事業です。仮に業者の事情等があって、物理的に事業継続が困難であるとしても、その制度を一旦廃止するのであれば、きちんとその効果を検証し、もしくはそれに代わる何か別のものが必要ではないかという議論を内部できちんとし、その上でどうしても必要がないのであれば減額の提案をしていただく。それに基づいて私たちは議会で庁内での内部の議論を基にそうじゃないだろう、もしくはそのとおりですと判断をさせていただくのです。市独自で始めた施策そのものが、国の施策の影響で出さざるを得ない補正予算と抱き合わせのような形で、しかも即決でやってしまうのは、非常に議会に対して、こういう言葉はあまり使いたくないが、議会に対して軽んじた補正予算の提案ではないかと強く感じております。その点、申し上げておきたいと思えます。

○村上英明委員長 ご意見ということで、最後は。ほかございますか。よろしいで

すか。

では、西谷委員。

○西谷知美委員 意見になります。現状の利用率なども鑑みた上で、業者が見つからないという事情があるにしても今回の自宅療養者支援事業に対して、突然、補正予算に組み込まれるという点については、私も議会軽視を感じます。今後、このような段取り、進め方については、一定考慮していただきたいことをお伝えして、私の意見とさせていただきます。

○村上英明委員長 ほかございますか。

塚本委員。

○塚本崇委員 今回の補正予算第1号に関して、様々なご意見が出ていまして、ワクチンの部分と自宅療養者支援事業の部分をもう時間ない中ですが分けていただくことを意見として申し上げておきます。

○村上英明委員長 ほかございますか。よろしいですか。

では、以上で質問を終わります。

理事者の皆様は、退席いただいて結構でございます。

暫時休憩します。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

議案第1号、所管分及び議案第9号、所管分について、審査を行います。補足説明を求めます。

橋本局長。

○橋本事務局長 議案第1号、令和5年度一般会計予算のうち、議会事務局に係る項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元に先日配付させていただきました資料、令和5年度当初予算説明書をご参照いただきますようお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

款20、諸収入、項4、雑入、目2、雑入、節1雑収入の私用電話使用料及び電子複写機使用料は前年度と同額でございます。

次に、歳出につきましては、款1項1目1の議会費は同じ名称でございますが、職員の人件費を除き、総額2億4,125万9,000円、対前年度68万円、0.28%の増額でございます。

歳出の主なものにつきまして、まず、節1報酬は、議員19人分の議員報酬のほか、自動車運転嘱託員及び議会秘書業務嘱託員に係る会計年度任用職員報酬でございます。

節3職員手当等のうち、議員期末手当は、6月及び12月の支給率がともに1.975か月で、年3.95か月、前年度に比べ0.1か月分の、分増の支給で、対前年度123万6,000円の増額となっております。

節4共済費の議員共済給付費負担金は、総務省が毎年示します公的負担金率が前年度の32.2%から31.5%に引き下げられ、前年度に比べ86万2,000円の減額となっております。

節7報償費は、政務活動費の検査員への謝礼等でございます。

節8旅費は、常任委員会及び議会運営委員会における行政視察の費用、議長会等の出張に係る費用等でございます。

また、費用弁償の会計年度任用職員分は、職員の通勤等に係る費用、普通旅費は、事務局職員の行政視察等の随行及び府庁等への管内出張費用でございます。

節10需用費のうち、印刷製本におきましては、原料価格の高騰により、議会だより発行単価が上昇したため、前年度に比べ32万円の増額となっております。

節11役務費の筆耕翻訳料は本会議の

速記並びに委員会等の音声反訳料でございます。

節12委託料は、会議録検索システムデータ更新等委託料、議会映像配信委託料及び議会だより全戸配布業務委託料でございます。

節18負担金、補助及び交付金は、議員に交付する政務活動費19人分と各議長会等の負担金でございます。

以上、令和5年度一般会計予算、所管分の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、令和4年度一般会計補正予算（第9号）のうち、議会事務局に係る項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

なお、同じく補正予算説明書の資料をご参照願います。

主な歳出の補正につきましては、節18負担金、補助及び交付金の政務活動費におきましては、1年分の交付申請がございませんでした2会派分につきまして、減額をするものでございます。

また、近畿市議会議長会負担金、大阪府市議会議長会負担金及び北摂市議会議長会負担金につきましては、令和4年度は負担金の徴収が行われなかったため全額を減額するものでございます。

その他、執行見込みにより不用額を減額するものでございます。

以上、令和4年度一般会計補正予算、所管分の補足説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わり、質疑に入ります。皆さん、よろしいですか。

安藤委員。

○安藤薫委員 一、二点お聞きしときたいと思います。

この数年の間に、議会だよりの内容が非常に充実しており、市民の皆さんからも、見ましたよという反応が返ってくるようになっていきます。議会だより編集委

員会ははじめ、事務局の皆さんの努力に敬意を表したいと思います。議会の活動の周知をしていく、広報をしていく活動は、非常に重要だと思っていて、とりわけホームページの使い勝手の問題です。それから、映像配信のことについて、お伺いしておきます。

最近、国会でも、府議会でもインターネット中継が行われている中で、質問者がパネルなどを使って、質問の内容、答弁の内容を分かりやすくしていく工夫がされている点、大事だと思っています。

現状、映像配信については、カメラが固定されている状況で、アップにしたり、パネルに寄ったりすることはできないにせよ、別の窓に資料を画面上で映すことをやっておられる議会があって、これは議会論戦を知っていただくという上で優良だと思っています。

そういったことを含めて、映像配信、それからホームページの工夫、令和5年度何かお考えがあるのか。予算上ではそれほど大きな差はないので難しいのかもしれませんがその辺について1点目です。

もう1点は、この間、議会運営委員会等で、議会改革の議論をやってこられ、議事を休んだときの議員報酬をどうするかと色々な議論をされていく中で、議会全体で一定の共通認識、同じ土俵に立つべきで、色々な学習会をやったらどうだという議論があったかと聞いております。

そういった学習会をやる上で、まだ具体的に何も決まっていなくて難しいのかもしれませんが、そういった学習会や講演会をやるとなった際、当初予算の中で、そういった余地が一定考えられるのかどうなのか、お聞かせいただきたい。

○村上英明委員長 大西事務局次長。

○大西事務局次長 安藤委員からの2点

のご質問にお答えさせていただきます。

まず、ホームページでございます。現状のホームページを工夫していくのは、なかなか難しいと考えております。今のホームページには2点ほど課題がございます。まず、1点目、現状のホームページは、作成後確認する画面がございません。作成をしますと、そのままウェブ上に出てしまうシステムの仕様になっており、なかなか、使い勝手が悪いと考えております。

次に、市のホームページと議会のホームページが分かれております。職員が異動してきた場合、市のホームページであれば職員が使い慣れておりますので、すぐ使うことができますが、議会は議会専用のホームページを使っておりますので、人事異動等で来た新しい職員がすぐ議会のホームページを使えず、一定の習得する時間が必要です。この2点が今、事務局として議会のホームページの課題と考えております。次年度以降、市のホームページに議会のホームページも入れさせていただいて、同じように運用をしていければと考えております。これによって、人事異動で来た、新しい職員がすぐに議会のホームページの更新作業などをできるようになりますし、係員が作業をしたホームページ上のデータを管理職が事前に確認できりようになります。1年間、お時間をいただいてホームページについては研究をしていきたいと思っております。

2点目の映像配信についてです。

パネルをご使用いただいたときに、そのパネルをカメラがアップにできるのかという部分です。アップにすることは技術的には今も可能でございます。

ただ、議会事務局員が操作をしておりますので、例えば、本会議場でご質問を

していただくときに、どういう流れ、段取りでというのを、かなり綿密に打ち合わせさせていただかないと、パネルに寄るところ、質問者に寄るところ、そこからまた理事者側に場面が移ったり、特に一問一答ではカメラ操作の切り替えが速くなります。完全にシナリオを作っただけなのであれば、対応は可能と思います。映像にパネルを出す、例えば、よくテレビで見るワイプみたいな形で映し込むというのは、これはシステムの改修が係ってまいりますので、別途費用が要るのが現状でございます。

次、3点目でございます。研修費用などの予算をどう考えているのかというご質問だったと思います。

現在、議会費の予算事業として、議員調査研究事業がございます。ここで、報償金が20万7,000円、今回予算を計上させていただいております。

予算上では、令和4年度と同額ベースで組ませていただいておりますけれども、令和3年度、令和4年度の執行状況を見ますと、おおむね10万円ぐらいの執行状況になっておりますので、差額分で10万円ぐらい、出ると思っております。もし、研修を行う場合はこの報償金の中の執行差金でやっていくことが考えられます。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

議会の論戦をより広く、傍聴者の方にも分かっただけでなく。非常に傍聴席は音が聞こえにくいという声をお聞きします。そういった対応もしていただきたいですが、傍聴者を含めて市民の皆さんに知っていただく点で、議会だより同様、改善をぜひ図っていただきたい。それはそのまま我々議員にも跳ね返ってくる話とし

て、いろんな議論をやっていく必要があると思っております。

事務局には、ホームページの2点の課題を言っていただきました。その研究と改善のために力を入れていただきたいと思っております。

映像配信については、いろいろ世の中の大きな流れもあります。行政のデジタル化等々も言われている中です。全てデジタルにというわけではありませんが、先進市議会等の状況も見ながら、我々も、いろいろ提案をさせていただきながら、分かりやすい広報活動につながる映像配信を考えていきたいと思っております。また研究していただきたいと要望しておきます。

それから、学習会、研修会につきましては分かりました。個々議員が自らの知識であるとか、経験を積む努力をすることは重要なことでもあります。同時に一つの問題について議論する際に、同じ土俵で、同じ共通認識の上で議論しなければいけないケースが出てきた場合、研修については、予算との関係もありますが、柔軟に対応ができるように、我々も工夫しながらやっていきたいと思っております。これは決意表明にしたいと思っております。

以上です。

○村上英明委員長 ほかございますでしょうか。

松本副委員長。

○松本暁彦委員 1点だけ質問をいたします。

歳出の、8旅費の行政視察旅費のところ、令和5年度当初予算が令和4年度当初予算に比べ、僅かですけれども減額されている。その理由について、お聞かせいただきたい。1点だけです。

○村上英明委員長 大西事務局次長。

○大西事務局次長 旅費の部分でございます。5万3,000円ぐらい前年度よ

り減額をしている予算組みをさせていただいています。これにつきましては、行政視察の分の旅費を精査したのではなく、通常の旅費の部分について、多少精査をさせていただきまして前年度より5万3,000円の減額で、令和5年度の予算を計上させていただいています。

以上でございます。

○村上英明委員長 松本副委員長。

○松本暁彦委員 これまでの部分は、精査をして、結果こうなると理解をいたしました。

行政視察については、令和5年5月8日から、コロナが2類から5類になることもあり、改めて見るべきものをしっかりと見て、我々としては学んでいく必要があると思います。そこについて、やはり目的、何を見るか、何を学ぶかというところが第一にあると思います。その中で、日帰り、宿泊、それぞれの可能性というのがここにはしっかりと盛り込んでいると理解をいたしました。

以上です。

○村上英明委員長 では、以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定

をいたしました。

次に、摂津市議会の個人情報の保護に関する条例案についてであります。

本件につきましては、事務局から修正箇所などの説明を受けた後、質疑をお受けし、協議決定してまいりたいと思います。

なお、本件に対する各会派からの態度表明は後ほどの協議会で確認をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、事務局より説明を受けます。

香山主幹。

○香山事務局主幹 それでは、摂津市議会の個人情報の保護に関する条例案につきまして説明させていただきます。

まず、前回の本委員会でご質問のありました匿名加工情報の提案募集につきまして、説明させていただきます。

匿名加工情報の提案募集につきましては、事業者等が地方公営団体から匿名加工情報の提供を受け、それを活用することで、新たな産業の創出や活力ある社会の実現を図ることを目的としたものです。

法律では、その他の地方公共団体の提案募集については、任意の規定となっております。

また、現在上程されている摂津市個人情報の保護に関する法律施行条例に提案募集の規定は設けておらず、当面は実施しないとのことから、議会の本条例案においても、提案募集の規定を設けておりません。

匿名加工情報の提案募集については、以上となります。

次に、前回からの修正箇所について説明させていただきますので、お手元の条例案をご覧ください。

文言について、執行部と協議を重ねる中で、一部の文言修正が必要となりました

たので、その点について説明をさせていただきます。

それでは、資料10ページをご覧ください。

第17条第2項第1号において、修正前に規定しておりました、オ学术研究の目的のために利用するものの規定を削除しております。

理由は、法律では国の機関で、学研究をする場合を想定しておりますが、本市議会では、該当するものがないため削除するものでございます。

なお、オの規定を削除したことで、修正前にカとしていた議長が定める個人情報ファイルの規定を、オに繰上げ、それに伴う文言の修正を行っております。

次に、17ページをご覧ください。

第30条では、本条のタイトルを開示請求の手数料等としていたことから、費用の負担に変更しております。これにつきましては、本市情報公開条例の条文と整合性を図るため修正を行うものです。

最後に、資料23ページの附則をご覧ください。

附則第2項及び第3項で調整中としておりました部分について、執行部との調整ができましたので、改めてご説明させていただきます。

本附則は、執行部が設置している審査会や審議会に係る条例を一部改正するものでございます。

附則第2項では、摂津市情報公開個人情報保護審査会条例の一部改正。

附則第3項では、摂津市附属機関に関する条例の一部改正を行い、議会からの諮問に対応できるようにするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。
質問があればお受けいたします。

安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

この間、何度か議論をしてまいりました。市の施行条例、摂津市個人情報の保護に関する法律施行条例と、議論をしてきているわけです。議会は個人情報保護法の枠組みの中からは外れて、独立した個人情報保護条例が必要だということでの制定です。

とはいえ、改正された個人情報保護法の影響をかなり受けていると思います。また、我々が不安視している個人情報ファイル簿については、当面議会で対象となる保有個人情報そのものが、想定されない中での議論でした。仮にあったとしても、匿名加工情報等の提案募集については、今のこの条例ではやれないということでもありますので、一定理解をいたしました。

その上で、1点だけお聞きしておきたいのは、個人情報保護審議会についてです。附則でも少しご説明をいただいておりますが、個人情報保護法の下では市の個人情報保護に関しての疑義がある場合は、国の個人情報保護委員会に確認をする、助言を求めることができるとなっております。

その上で、条例等の改変などがあった場合、一定の制約された条件で、摂津市の個人情報保護審議会等で、意見を求めることができる形になっています。

議会のこの個人情報保護条例については、法の下でつくられる審議会とは性格は若干違うような気はするのです。議会で個人情報保護の取扱いについて、例えば、個人情報の目的外利用や、それからオンライン結合による保有個人情報の提供が仮にあったとして、審議会との関係はどう理解したらいいのか、もしくはその判断は誰がされるのか、その点を確認

しておきたいと思います。

○村上英明委員長 香山主幹。

○香山事務局主幹 それでは、審議会に係るご質問にお答えさせていただきます。

議会の個人情報の保護条例に係る審議会の規定につきましては、第50条に規定しております。こちらの摂津市個人情報審議会に諮るものはどういうものがあるかといいますと、第9条に基づいて作成するのですが、安全管理規程について、もし今後改正していく場合があれば、それが妥当なものも含め、摂津市個人情報審議会にかけるといったケースが発生することを想定しております。

それ以外の個人情報の目的外利用につきましては、議会は今回の法律でも執行機関等とは別の扱いになっております。議会としましては、議長が個人情報の目的外利用、安全管理規程等も含めて、規程に基づいて判断していくこととなります。摂津市個人情報審議会については安全管理規程の改正があった場合に考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

もう1つ確認しておきたいのは、今お話がありましたように、審議会にかけるとは安全管理規程の改変だということですが、執行部でも判断に悩むことがあった場合は、審議会を飛び越えて、国の個人情報保護委員会に助言を求めていくことになるわけです。

議会として、仮に議長が判断するのに迷った際、これは国の個人情報保護委員会に助言を求めることになるのか。それとも議会で独自で議論をして判断をしていくのか。そういった制約を受ける個人情報そのものが想定されていないだけに答えにくいかもしれませんが、一応条文

としてありますので、現段階で分かれば教えてください。

○村上英明委員長 大西事務局次長。

○大西事務局次長 安藤委員のご質問にお答えさせていただきます。

審議会等に迷ったときに聞くのかというお話だったと思います。原則的に国の個人情報保護委員会に、我々市議会事務局からお話を聞くのはなかなか難しいと現段階では考えております。

ただ、今回この条例制定に当たりまして全国市議会議長会から条例案を示されております。これから運用していくうちに、そういった問題も出てくると考えられます。

そういった場合、何かしら、全国市議会議長会から、こういった場合にはというQ&Aが出てまいると思っております。事務局としては、それに基づいて相談なり、助言を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

議会そのものが持つ個人情報、今回の規制、制約、様々なルールの中に当てはまるものが現段階ではないと。ただ、今後様々な議会の役割であるとか、デジタル化が進んでいく中で、当然、その個人情報の取扱いがないとは言えないです。そういう点では、今回この条例をつくる現段階での議論、非常に大事だと思っております。本来であれば議会自ら、もしくは自治体、行政、地方行政自らが個人情報をどう守っていくのか、どう利活用するために、どう安全に保護しながら進んでいくのか主体的な議論をしていくことが、非常に重要であります。今回の法改正は共通ルール化の下、自治体等で、独自に判断すること、できる範囲が大変狭

められていることについては、非常に問題であると私は理解しているところです。

そういったことを申し上げながら、議会でこの条例がないことは非常に問題であります。当面、想定されないもしくは匿名加工情報の提案募集等々について、今回規定されていない点については、評価できると思っております。それは意見として申し上げておきます。

○村上英明委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、以上で質疑を終わります。

それでは、本内容で本会議最終日に上程をしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 異議ないようですので、そのように決定いたします。

事務局から提出者等について、説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 ただいま決定しました摂津市議会の個人情報の保護に関する条例につきましては、議会議案(第1号)として、議会運営委員が提出者となっていただきます。

なお、本会議での提案説明は議会運営委員長に行っていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 それでは、説明のあったとおりよろしくお願いたします。

暫時休憩します。

(午前10時58分 休憩)

(午後12時22分 再開)

○村上英明委員長 議会運営委員会を再開します。

議事日程、扱いについて協議を行います。

事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 それでは、議会議案の上程に関わりまして、3月28日の議事日程についてご説明申し上げます。

この日につきましては、日程1、一般質問の後、日程2が議案第1号など28件の付託案件に関する委員長報告、採決となります。この28件を採決グループごとにまとめるように順序を並び替えて備考欄に採決の方法を記入いたします。

先ほどの協議会での態度表明を基に整理いたしますと、議案第1号、議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第15号、議案第28号及び議案第30号が一括起立採決。

議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号及び議案第29号が一括簡易採決でございます。

日程3が本日提出されました追加議案の議案第35号で、提案理由の説明、質疑を受けた後、即決でございます。

日程4が議会議案第1号、摂津市議会の個人情報の保護に関する条例制定の件で、即決でございます。

なお、本会議場での提案説明者は、議会運営委員長の村上議員に行っていただきます。

日程5は本日上程が決まりました意見書でございます。一括上程の上、即決でございます。

採決グループごとに申し上げますと、議会議案第2号が起立採決、議会議案第3号、議会議案第4号、議会議案第5号、

議会議案第 6 号、議会議案第 7 号及び議会議案第 8 号は、一括簡易採決と備考欄に記載いたします。

日程 6 は、常任委員会の所管事項に関する事務調査の件でございます、これについては備考欄に簡易採決と記載いたします。

3 月 28 日の議事日程並びに議会議案、それから常任委員会の所管事項に関する事務調査表につきましては、本会議開会までに議場配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村上英明委員長 ただいまの事務局の説明のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 異議ないようですので、そのように決定します。

以上で、本委員会を閉会します。

(午後 0 時 26 分 閉会)

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

議会運営委員長 村 上 英 明

議会運営委員 松 本 暁 彦